

「鳥獣害防止森林区域に関する有識者会議」開催要領(案)

第 1. 趣旨

近年、シカの個体数は急速に増加しており、農林水産業や自然生態系等に深刻な被害を及ぼしている状況にある。このような中、環境省による最新の推定では、平成25年度末現在、全国（北海道を除く）のシカ推定個体数は約305万頭で増加傾向が続いており、積極的な対策の実施が必要な状況となっている。

このような中、本年5月に森林法が改正され、市町村森林整備計画等において鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定するとともに、森林経営計画の認定要件に、鳥獣害防止に関する事項の追加等を行うこととしており、鳥獣害防止森林区域の設定及び森林経営計画の認定等に関する考え方等を検討するため、学識経験者等を構成員とする「鳥獣害防止森林区域に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

第 2. 委員

委員は、学識経験者等から林野庁長官が委嘱する。（別紙）

第 3. 座長

- 1 有識者会議の座長は、委員の互選により選任する。
- 2 座長は議事を運営する。
- 3 座長は有識者会議の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。

第 4. 運営

- 1 有識者会議は、必要に応じ、委員の出席を求める。
- 2 有識者会議は、原則公開とする。ただし、有識者会議の運営に支障があると認められる場合には、座長は有識者会議を非公開とすることができる。
- 3 有識者会議の議事概要等については、農林水産省のホームページにより公開する。
- 4 その他、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

第 5. 旅費・謝金

有識者会議の委員には、旅費及び謝金を支払う。

第 6. 事務局

有識者会議に関する庶務は、林野庁研究指導課において行う。

(別紙)

氏 名	職 名
足立 孝明	公益社団法人埼玉県農林公社森林局経営・森林施設担当 副課長
上田 善浩	徳島県那賀郡那賀町林業振興課 副課長 兼 森林管理サポートセンター室長
小泉 透	国立研究開発法人森林総合研究所 研究ディレクター
佐藤 繁	長野県林務部森林づくり推進課鳥 獣対策・ジビエ振興室 室長
佐野 真	国立研究開発法人森林総合研究所 森林管理研究領域長
中川 辰男	れいなん森林組合 代表理事組合長
濱崎 伸一郎	(株)野生動物保護管理事務所 代表取締役
藤木 大介	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授
星野 義延	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 准教授
湊谷 雅浩	北海道白糠郡白糠町経済部経済課 主幹